

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営環境が変化する中において、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、経営の透明性と健全性を確保するとともに、迅速且つ効率的な意思決定ができる体制構築・運用することです。また、当社は大株主2社を有しておりますが、取締役会の構成において大株主の役員はおりません。従って、少数株主の利益を保護しながら当社独自の判断で意思決定を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Soltec Investments Pte. Ltd.	3,752,993	36.00
株式会社エアトリ	3,115,155	28.37
チャンバンミン	470,000	4.28
Evolable Asia Co., Ltd.	350,000	3.19
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	136,300	1.24
株式会社柳川商会	100,000	0.91
御所野 侃	94,000	0.86
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	79,200	0.72
柳川 晶紀	70,000	0.64
平川 和真	67,800	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 グロース

決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

その他の関係会社に該当するSoltec Investments Pte. Ltd.及び株式会社エアトリの企業グループとの取引にあたりましては、取引の必要性和合理性がある場合に限定して、さらに取引条件の妥当性の確保を条件にして、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の承認手続きを受けた上で、これを行っており、少数株主の利益を害するものではないことを確認しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
衣笠 嘉展	他の会社の出身者													
森保 守	他の会社の出身者													
本間 大地	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
衣笠 嘉展		衣笠嘉展氏は、2021年6月まで、当社の取引先である株式会社ネクストビートの業務執行者であり、現在は独立して株式会社イクシアスの代表としてソフトウェア開発業務を行っております。株式会社イクシアスと当社はソフトウェア開発に関して取引関係があります。	事業会社でのCTOの経験を通して、ソフトウェア開発業務に関する豊富な専門知識と実務経験を有しており、ソフトウェア開発業務を中心とした当社経営全般に対して有益な監督・提言を行うことができているため、引き続き社外取締役を選任しております。
森保 守		森保守氏は、当社が新規上場した際の主幹事証券会社である株式会社SBI証券の出身で、当社と同証券会社との取引がある時期には引受審査部に所属しておりました。現在は同証券会社を退職しております。	森保守氏は、過去に上場事業会社の 管理部門ならびに、株式会社SBI証券の引受審査部門及び引受部門での 経験が豊富であり、上場会社に求められるリスク管理やコンプライアンス、ガバナンス強化のために、経営陣から独立した客観的・中立的な立場から意見や提言が期待できると考えております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として選任しております。
本間 大地			本間大地氏は、事業運営に係る豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の意思決定における客観性を確保するための助言・提言を行える能力を有しており、経営陣から独立した客観的・中立的な立場から、当社の経営全般に適切な意見・提言が期待できると考えております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は監査結果等について適宜意見交換を行なうことで連携を図っております。監査役は、内部監査担当者と適時に情報交換を行い、内部監査担当者より監査役に対して内部監査の実施状況を報告し、意見交換を行っております。また、監査役は、四半期ごとに会計監査人及び内部監査担当者、会計に関する事項を含む幅広い事項について意見交換の場を設け、お互いの監査の品質と有効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高田 英次	他の会社の出身者													
里見 剛	弁護士													
山田 一雄	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高田 英次			事業会社での、経理業務を含む管理部門での経験と知見が豊富であることから、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向けた貢献を期待して、常勤(社外)監査役に選任しております。 また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
里見 剛			弁護士として法務・コンプライアンスの分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向けた貢献を期待し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
山田 一雄			山田一雄氏は、公認会計士として会計・監査の分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役の職務執行の監督機能強化と透明性の維持に向けた役割を期待しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社は東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立役員となる者は独立性が実質面において担保されていることが重要と考えており、独立役員につきましては、社外役員6名のうち、当社と取引関係のある社外取締役1名を除いた5名(社外取締役2名、社外監査役3名)が適任であると判断いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、中長期的な企業価値向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役、従業員、子会社従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることによって、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っていません。取締役および監査役の報酬は、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び社外役員の区分によって、総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、業績、業種や規模等に応じてベンチマークとする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して、各取締役の役位、業績貢献、管掌範囲、在籍期間に応じ、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理部が行っております。取締役会等の重要会議の資料配布にあたっては事前に検討する余裕ができるように可能な限り早期の配布に努めており、また、取締役会前に取締役CFOから事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社法の趣旨に沿って社外から取締役および監査役を招くことで、今後の事業拡充の局面にあっても継続的に経営の監督機能を確保できる体制を構築しております。

(1) 取締役会

取締役会は、取締役6名で構成され、うち3名は社外取締役であります。取締役の任期は2年としております。取締役会は、法令や定款に則り、迅速かつ適切な経営の意思決定を行なうために、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、当社の社外取締役は、過去の事業会社等での経験を活かし、当社の取締役会においても経営全般に率直かつ有効な助言を行っております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、常勤(社外)監査役が議長となり、社外監査役を含めた3名で構成され、監査計画に基づく監査を実施して、毎月1回、取締役会開催前に監査役会を開催して情報共有するとともに、意見形成ができる体制を構築しております。監査役3名の構成につきましても、常勤(社外)監査役は過去の上場会社等での管理部門や税理士事務所での豊富な実務経験を持ち、他の2名の社外監査役は、各々弁護士及び公認会計士であり、各監査役は取締役会その他の会議において、取締役の職務執行について総合的な確認を行うとともに、適宜意見を述べ、監督の実効性を確保しております。

(3) 経営戦略会議

当社グループでは、原則として2週間に1回以上、常勤役員、非常勤取締役のほか、ベトナム子会社を含む部長職社員も参加して、経営戦略会議を開催しております。経営戦略会議はベトナム子会社にかかわる重要事項の意思決定機関であるとともに、当社にとっても職務権限規程で定めた事項の決議を行うほか、取締役会で審議予定の事項について事前協議する場となっております。当会議には社外取締役や常勤監査役も出席して、議論の形骸化を防ぎ、チェック機能が働く重要会議として運営しております。

(4) 投資委員会

当社は「有価証券取扱規程」、「投資委員会規程」及び「投資有価証券ポリシー」を定め、原則として2週間に1回以上、常勤取締役、各案件の担当役員の他、常勤(社外)監査役もオブザーバーとして参加して、投資委員会を開催しております。投資委員会では、各種リスクの検証、対応策を踏まえた投資の意思決定を実施することに加え、定期的に投資先のモニタリングを実施し、リスクの顕在化の早期発見や対応策の検討、実施により、当該リスクの低減に努めております。

(5) 会計監査人

当社は、監査法人東海会計社と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

(6) 内部監査

当社は「内部監査規程」に基づき、内部監査室による内部監査を実施しており、基本的に半期で全部門の内部監査を一巡しております。内部監査室には2名が所属し、ベトナム子会社の規模や重要性を勘案して、うち1名は、ベトナム子会社に出向し常駐して監査を実施しております。また、子会社の内部監査の実施に当たっては、監査計画の策定から、監査での確認内容、調査や報告書作成に関して、日本の内部監査担当者と連携して運営しております。

(7) リスクコンプライアンス委員会

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、3カ月に1度、リスクコンプライアンス委員会を開催しております。当委員会には常勤取締役、社外取締役のほか、ベトナム子会社を含むリスク管理にかかわる部長職社員も参加して、リスク分析資料を共有しながら、リスク管理に関して発生した事象や、各部門の活動の進捗を確認するとともに、必要に応じて対応策を協議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の社外取締役3名は、各々、事業会社のCTO経験者、上場会社の管理部門及び証券会社の引受関連部門の経験者、並びに事業運営の経験者であり、また、社外監査役3名は各分野での経験と専門性を活かして、公正で独立した立場から監督・監査が期待できると考えております。職務執行を兼務する取締役の員数に対して、社外役員を6名とする体制が、経営の健全性、透明性を確保するために有効であると判断して、本企业統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が十分に議決権行使内容を検討できるように、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が出席できるように他社の株主総会の集中日を避けるとともに、株主が出席しやすい場所を確保するように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であるものと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であるものと考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項であるものと考えております。

その他	第7回定時株主総会においては、当社及び東京証券取引所のWebサイトにて招集通知を公表しております。
-----	---

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーは作成しておりませんが、「適時開示規程」を策定して、フェアディスクロージャー・ルールを規定するなど、重要な会社情報を投資者に対して、迅速、正確かつ公平に開示することを基本方針としております。また、「適時開示マニュアル」を作成して、その実務運用のための体制も構築しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第1四半期決算、第3四半期決算、及び通期決算発表後に決算説明会を開催して、代表取締役が業績や事業進捗について説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および通期決算発表後に決算説明会を開催して、代表取締役が業績や事業進捗について説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ海外投資家向けの定期説明会を予定しておりませんが、海外投資家向けの英語版IRページを開設しており、今後、適宜発信の充実に努めてまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIRサイトにおいて、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、株主総会招集通知、その他リリース資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役CFOおよびIR室にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、社内規程等での特段の定めはありませんが、IR活動の基本方針として、株主・投資家を始めとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することを責務と考えております。この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識して、常に株主や投資家の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項であるものと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を行なう方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するため、以下の通り内部統制システムの基本方針を定めております。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定めます。当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告します。

当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行います。

当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定め、社内通報窓口を設置します。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行いません。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規程に則り作成、保存、管理し

ています。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとします。

当社は、「個人情報取扱規」、「情報管理規程」等の社内規程に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備します。

3. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進します。

当社は、経営戦略会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理します。

当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行います。

4. 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入します。

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行います。

当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保します。

当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営戦略会議を原則として2週間に1回以上開催します。

当社は、株式及び社債への投資についての意思決定が適正かつ効率的に行われることを確保するため、「投資委員会規程」に基づき、投資委員会を設置します。当該委員会は、常勤取締役、各案件の担当取締役及び執行役員、常勤監査役で構成され、原則として2週間に1回以上開催します。

5. 当社及びその子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、取締役及び執行役員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握します。

当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図ります。

当社は、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図ります。

当社の内部監査室は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証します。

当社の監査役及び監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求します。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化します。

当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の経営戦略会議等の決定機関において事前承認を得たうえで執行します。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、経営戦略会議にて報告するものとします。

当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行います。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとします。監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

8. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人並びにその子会社のDirector及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとします。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならないものとします。

9. その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社又はその子会社の取締役会、経営戦略会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。

当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行います。

当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができます。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。

当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図ります。

10. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役がその職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保します。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言します。

反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、かつ被害を防止するために「反社会的勢力に対する基本方針」を制定するとともに「反社会的勢力対策に関する規程」を定めており、主要な社内会議等の機会をとらえて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてリスクコンプライアンス委員会を設置し、反社会的勢力防止に関する業務を所管する部署は管理部とし、不当要求等に対する実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対応マニュアル」及び「反社会的勢力対策に関する細則(反社会的勢力調査マニュアルを含む)」を整備しています。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けております。

外部との連携に関しては、2020年3月には不当要求防止責任者を選任して所管の警察署に届け出を行い、2020年12月に公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入することによって、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、警察と連携できる体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

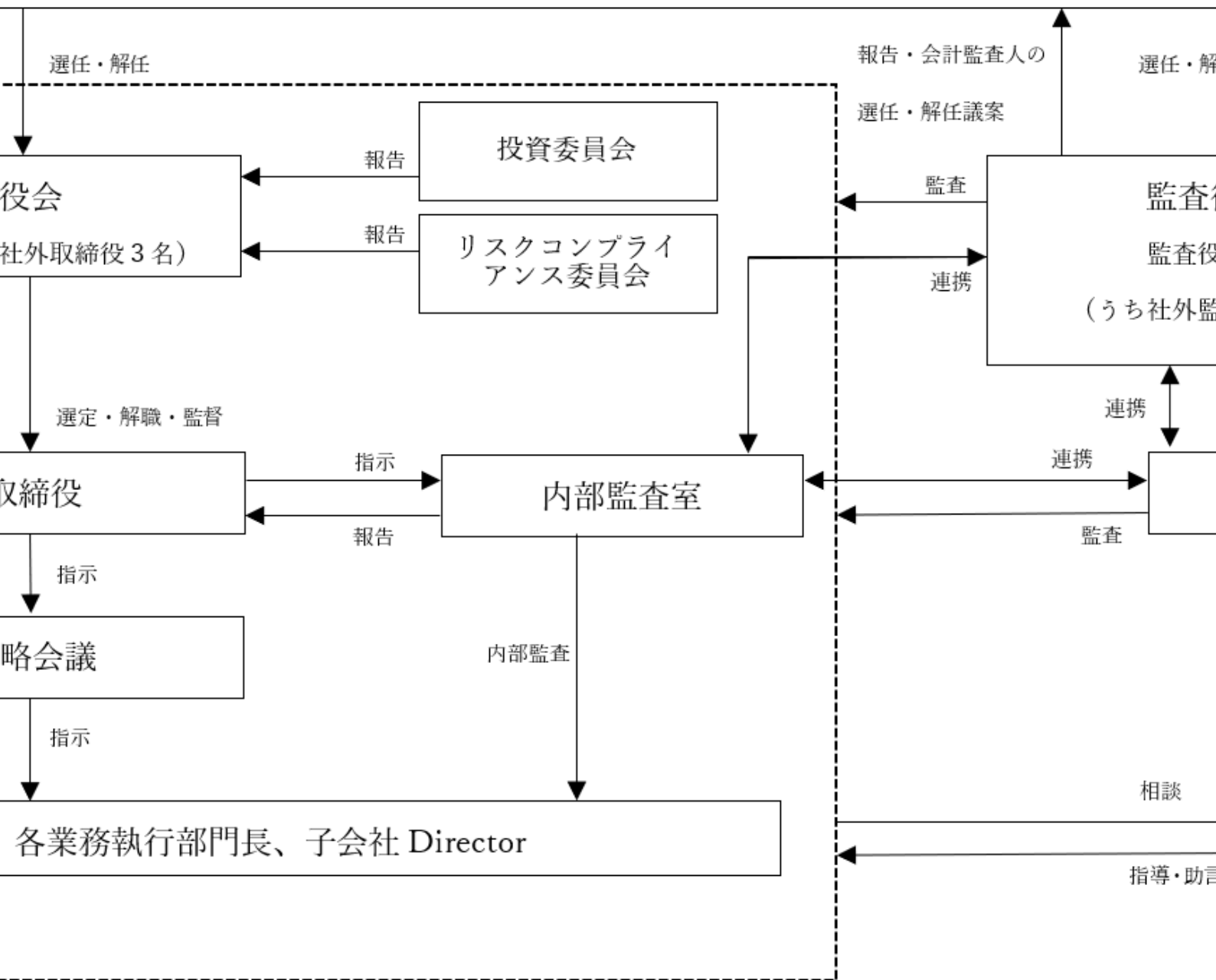
なし

該当項目に関する補足説明

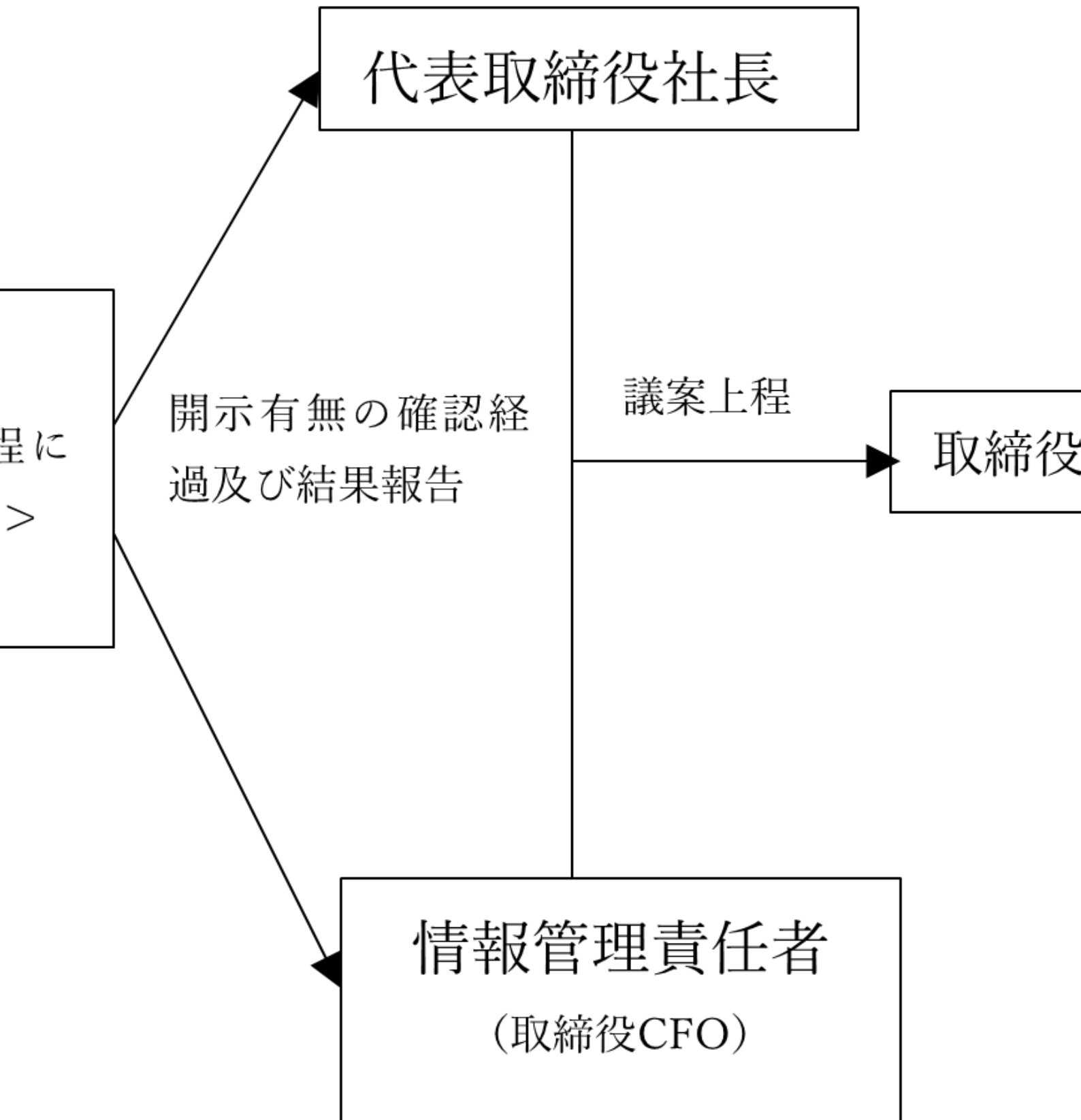
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの様式図を参考資料として添付しております。

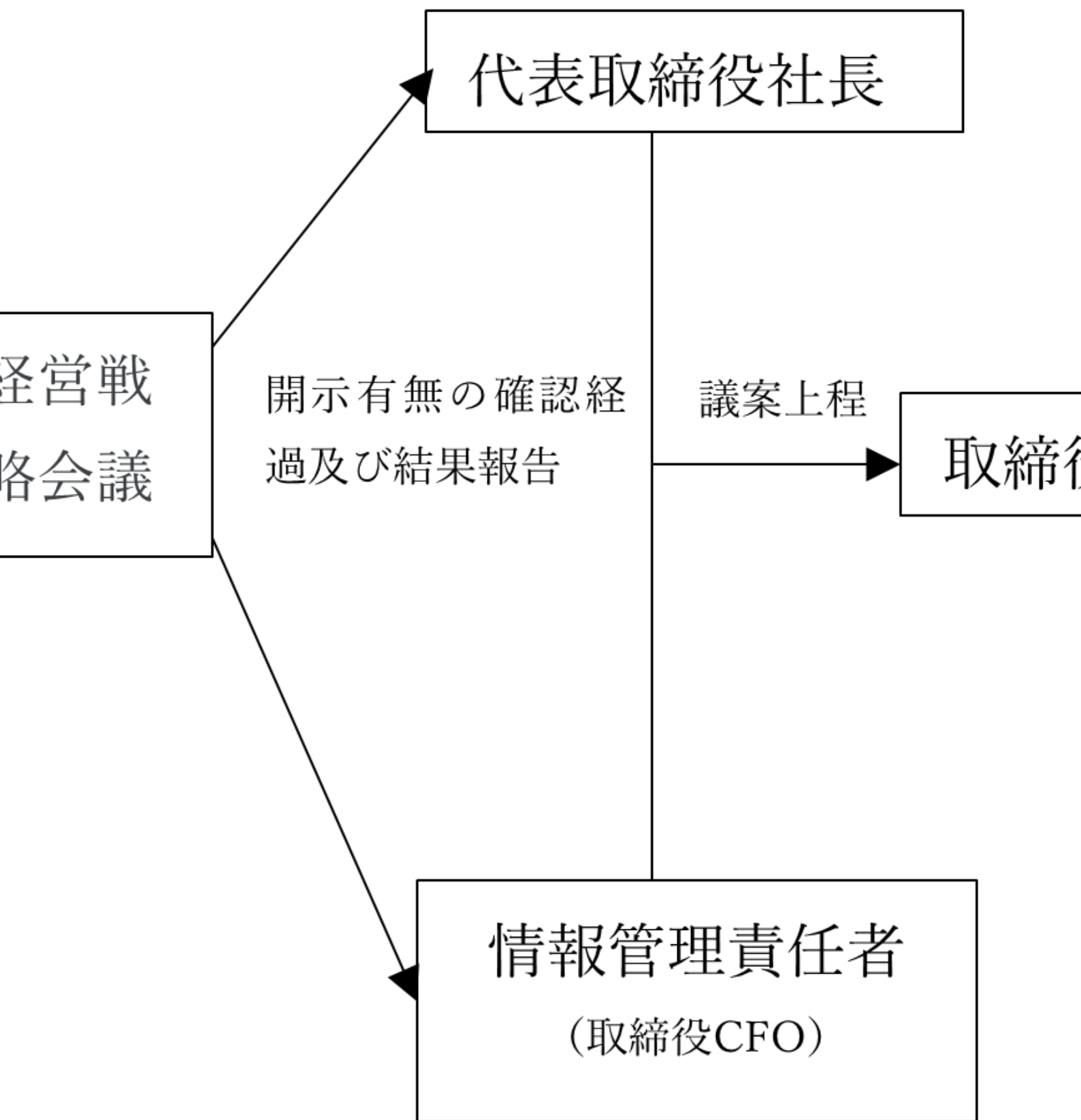
株主総会



・決算に関する情報等＞



する情報>



生事実に関する情報>

